

# 裁判所へのアクセスの拡充

## 1 簡易裁判所の管轄拡大（裁判所法及び民事訴訟法改正関係）

基本的には、経済指標の変化に現れている経済社会や国民生活の変化に対応して、簡易裁判所の管轄の上限の引上げを行い、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能をより広く国民に提供し、国民の司法へのアクセスを拡充すべきである。

その際には、簡易な手続で迅速に紛争を解決するという簡易裁判所の特色を失わず、その特色が活かされる形で簡易裁判所の機能の拡充を図るべきである。

## 2 訴え提起の手数料（民事訴訟費用等に関する法律改正関係）

平均的な手数料の負担水準（おおむね訴訟の目的の価額 300 万円、手数料額 25,000 円程度）を目安として

これを超える手数料について、手数料額の水準や平成 4 年に実施した手数料の引下げの程度を考慮しつつ、一定程度の引下げを行う。

これより低い手数料については、その手数料体系が定められた後の経済変動等を考慮しつつ、利用者の利用しやすさの観点から手数料体系の簡素化を図る。

の手数料体系の簡素化に当たっては、簡易裁判所の少額訴訟事件の訴えの提起の手数料が現在より定額制に近いものに改められるよう配慮する。

訴訟の目的の価額が 10 億円を超える場合の手数料率が現在一律に 0.2 % とされていることを改め、訴訟の目的の価額が著しく高額な訴訟について、これより更に低率の手数料率を定める。

## 3 訴訟費用額確定手続（民事訴訟費用等に関する法律改正関係）

訴訟費用額の確定手続の申立ては訴訟完結後に行われるという特質を踏まえ、訴訟費用については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、費用の疎明資料を提出する必要がないように改める。

- ・ 訴訟費用を一方当事者のみが負担する場合において確定を求める費用の額が記録上明らかなきときは、相手方の陳述を求める手続を省略できるように改める（民事訴訟規則改正関係）